

令和8年（2026年）

第2回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111  
内線 4717・4719

第1版 2026.5.25 調製



令和 8 年(2026年)第 2 回町田市議会定例会日程一覽表

※ 5 月 25 日 (月) 告示 議案配付 議会運営委員会  
 ※ 5 月 27 日 (水) 正午 一般質問通告締切  
 ※ 5 月 27 日 (水) 午後 2 時～午後 5 時 〓 一般質問打ち合わせ  
 5 月 28 日 (木) 午前 10 時～午後 5 時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
6	1	月	本 会 議 議会運営委員会	市長の施政方針 報告第 2 号～報告第 5 号 〓 提案理由説明 〓 質疑 〓 表決 第 6 5 号議案 〓 提案理由説明 第 4 9 号議案～第 6 4 号議案 〓 提案理由説明	請願・陳情受付締切 午後 5 時
	2	火	議案説明会 全員協議会 議会運営委員会		代表・個人質疑通告締切 午後 3 時
	3	水	議 事 整 理		
	4	木	議 事 整 理		
	5	金	議 事 整 理		
	6	⊕			
	7	⊕			
	8	月	議 事 整 理		
	9	火	本 会 議 議会運営委員会	第 5 2 号議案～第 6 4 号議案 〓 〓 質疑 〓 付託 第 4 9 号議案～第 5 1 号議案 〓 〓 〓 (代表・個人) 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	10	水	常任委員会	文教社会・建設	
	11	木	常任委員会	総務・健康福祉	
	12	金	常任委員会	常任委員会予備日	
	13	⊕			
	14	⊕			
	15	月	本 会 議	一般質問	
	16	火	本 会 議	一般質問	
	17	水	本 会 議	一般質問	
	18	木	本 会 議	一般質問	
	19	金	本 会 議	一般質問	
	20	⊕			
	21	⊕			
	22	月	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時 5 0 分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
6	23	火	議事整理		
	24	水	議事整理		
	25	木	議事整理		
	26	金	議事整理		
	27	⊕			
	28	⊕			
	29	月	本 会 議 議 会 運 営 委 員 会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

令和8年第2回定例会は、6月1日（月）に招集され、6月29日（月）までの29日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算3件、条例10件、その他が8件の予定です。

予算案は、令和8年度（2026年度）町田市一般会計補正予算（第1号）など、条例案は、町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例などが審議される予定です。

## ◆ 議案の内容 ◆

- |        |   |
|--------|---|
| 第49号議案 | 令和8年度（2026年度）町田市一般会計補正予算（第1号）                 |
| 第50号議案 | 令和8年度（2026年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）          |
| 第51号議案 | 令和8年度（2026年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）              |
| 第52号議案 | 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例           |
| 第53号議案 | 町田市減債基金条例                                     |
| 第54号議案 | 町田市市税条例の一部を改正する条例                             |
| 第55号議案 | 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第56号議案 | 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例         |
| 第57号議案 | 町田市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例        |
| 第58号議案 | 町田市中心市街地開発推進基金条例                              |
| 第59号議案 | 町田市下水道条例の一部を改正する条例                            |
| 第60号議案 | 町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例                      |
| 第61号議案 | 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例                          |
| 第62号議案 | 町田市教育センター解体工事請負契約                             |
| 第63号議案 | 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期）請負契約の変更契約               |
| 第64号議案 | 金森五丁目地内外雨水管渠改修工事請負契約の変更契約                     |

第 6 5 号議案 土地の買入れについて（(仮称)大戸広場（町田都市  
計画緑地事業第 3 5 号相原大谷戸緑地））

【報告承認案件】

報告第 2 号 令和 7 年度（2025 年度）町田市一般会計補正予  
算（専決第 3 号）の専決処分の承認を求めることにつ  
いて

報告第 3 号 令和 7 年度（2025 年度）町田市鶴川駅南土地区  
画整理事業会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分  
の承認を求めることについて

報告第 4 号 町田市市税条例の一部を改正する条例に関する専決  
処分の承認を求めることについて

報告第 5 号 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専  
決処分の承認を求めることについて

令和8年度（2026年度）

6月補正予算

## 6月補正予算の概要

6月補正予算では、当初予算が骨格予算であったことを受け、留保していた財源を活用し、政策的な事業を計上します。

町田駅周辺の再開発については、リーディングエリアである森野住宅地区の集客機能の導入に向けた検討や地区内の道路・橋梁等の配置の検討を進めます。

新たな学校づくり推進事業については、第2期3地区において新設する小中学校の建設基本計画の策定および基本設計に着手します。

また、町田駅周辺における不快な客引きやスカウト行為を改善するための防止条例の制定に向けて、市民意識調査を実施します。

さらに、市が抱える課題に対して幅広く市民の意見を聞く機会として、市民討議会を実施します。

その他、生活扶助基準改定に係る2025年6月の最高裁判決に基づき、対象となる世帯への生活保護費の追加給付の実施に係る経費等を計上します。

一般会計	19億6,408万4千円
特別会計	1億1,355万6千円
計	20億7,764万円

### 一般会計補正予算の主な内容

#### 1 赤ちゃんに選ばれるまちになる

- 待機児童解消対策事業 3,904万1千円

#### 2 思わず出歩きたくなるまちになる

- 中心市街地まちづくり推進事業 6億445万4千円

#### 3 みんなが安心できる強いまちになる

- 防災対策促進事業 1,626万8千円

#### 4 未来を生きる力を育み合うまちになる

- 新たな学校づくり推進事業 1億3,399万7千円

#### 5 その他

- 生活扶助基準改定に関する最高裁判決に伴う追加給付事業 7億8,858万8千円
- 町田駅周辺客引き等防止事業 501万5千円
- まちだ市民討議会事業 51万8千円

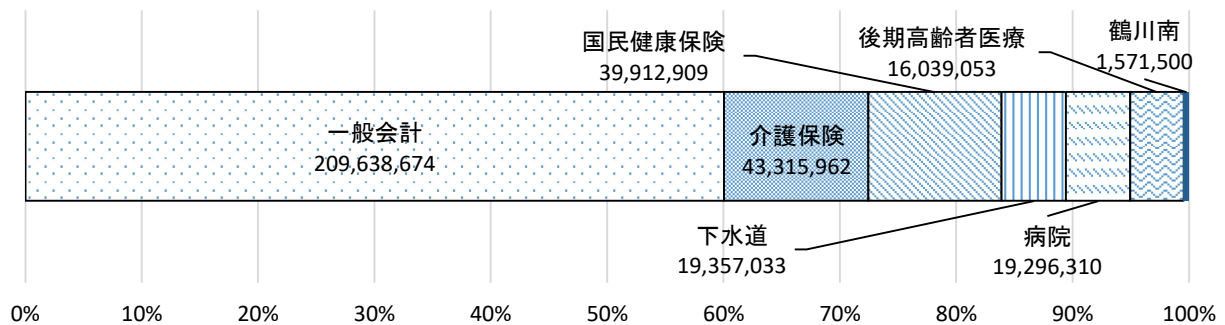
### 特別会計の補正額

- 後期高齢者医療事業会計 957万2千円
- 下水道事業会計 1億398万4千円

2026年度6月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前額		補正額	補正後額		
		構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計	207,674,590	59.8	1,964,084	209,638,674	60.0	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	39,912,909	11.5	0	39,912,909	11.4
	介 護 保 険 事 業 会 計	43,315,962	12.5	0	43,315,962	12.4
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	16,029,481	4.6	9,572	16,039,053	4.6
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	1,571,500	0.5	0	1,571,500	0.5
	下 水 道 事 業 会 計	19,253,049	5.5	103,984	19,357,033	5.6
	収 益 的	12,401,428	3.5	103,984	12,505,412	3.6
	資 本 的	6,851,621	2.0	0	6,851,621	2.0
	病 院 事 業 会 計	19,296,310	5.6	0	19,296,310	5.5
	収 益 的	17,081,469	4.9	0	17,081,469	4.9
	資 本 的	2,214,841	0.7	0	2,214,841	0.6
	小 計	139,379,211	40.2	113,556	139,492,767	40.0
合 計	347,053,801	100.0	2,077,640	349,131,441	100.0	

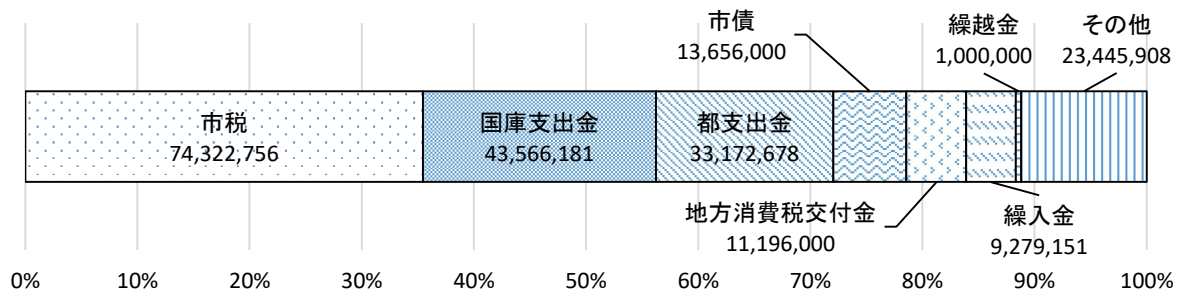


- 一般会計の補正額は19億6,408万4千円で、補正後の全会計予算総額3,491億3,144万1千円に対する一般会計の構成比は60.0%です。
- 後期高齢者医療事業会計の補正額は957万2千円で、後期高齢者医療制度の資格確認書を郵送する経費を計上しています。
- 下水道事業会計の補正額は1億398万4千円で、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて実施した下水道管の全国特別重点調査の結果を踏まえた、雨水管の修繕費を計上しています。

2026年度6月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	
				補正後額	構成比(%)
1. 市 税	73,522,756	35.4	800,000	74,322,756	35.5
2. 地 方 譲 与 税	743,000	0.4	—	743,000	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	401,000	0.2	—	401,000	0.2
4. 配 当 割 交 付 金	981,000	0.5	—	981,000	0.5
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,764,000	0.8	—	1,764,000	0.8
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,756,000	0.8	—	1,756,000	0.8
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	11,196,000	5.4	—	11,196,000	5.3
8. ゴルフ場利用税交付金	39,000	0.0	—	39,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	1	0.0	—	1	0.0
10. 地 方 特 例 交 付 金	863,000	0.4	—	863,000	0.4
11. 地 方 交 付 税	5,230,000	2.5	—	5,230,000	2.5
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,000	0.0	—	45,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	140,739	0.1	—	140,739	0.1
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,713,396	1.8	—	3,713,396	1.8
15. 国 庫 支 出 金	42,947,475	20.7	618,706	43,566,181	20.8
16. 都 支 出 金	33,096,631	15.9	76,047	33,172,678	15.8
17. 財 産 収 入	1,070,838	0.5	—	1,070,838	0.5
18. 寄 附 金	365,529	0.2	—	365,529	0.2
19. 繰 入 金	8,895,842	4.3	383,309	9,279,151	4.4
20. 繰 越 金	1,000,000	0.5	—	1,000,000	0.5
21. 諸 収 入	6,333,383	3.1	22	6,333,405	3.0
22. 市 債	13,570,000	6.5	86,000	13,656,000	6.5
歳 入 合 計	207,674,590	100.0	1,964,084	209,638,674	100.0

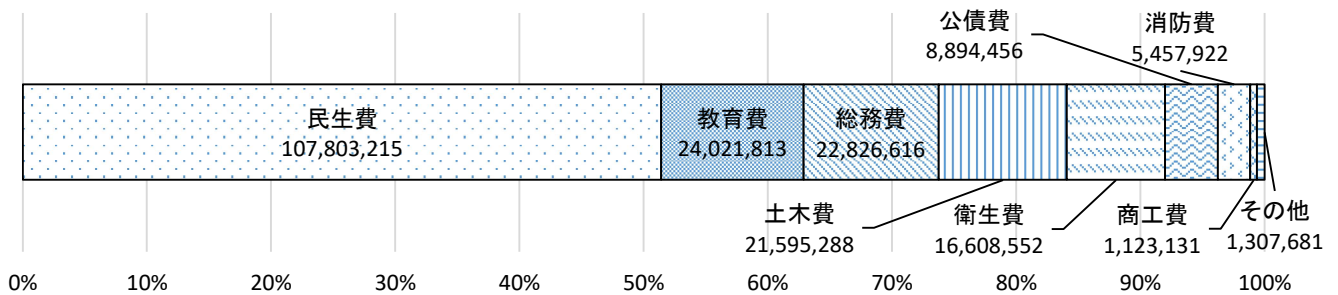


6月補正予算の主なもの

- 款 1.市税 個人市民税(8.0億円)
- 款15.国庫支出金 生活保護費負担金(5.9億円)、保育対策総合支援事業費補助金(0.2億円)
- 款16.都支出金 民生委員費委託金(0.5億円)、  
小規模保育支援事業費補助金(8百万円)、都市計画費補助金(6百万円)
- 款19.繰入金 財政調整基金繰入金(3.8億円)
- 款22.市債 雨水管改修事業債(0.4 億円)、消防施設整備事業債(0.4億円)

2026年度6月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	670,204	0.3	—	670,204	0.3	—	—	—	—
2. 総務費	22,768,670	11.0	57,946	22,826,616	10.9	184	—	22	57,740
3. 民生費	106,906,526	51.5	896,689	107,803,215	51.4	680,721	—	—	215,968
4. 衛生費	16,528,447	8.0	80,105	16,608,552	7.9	35,008	—	—	45,097
5. 労働費	39,942	0.0	—	39,942	0.0	—	—	—	—
6. 農林費	397,529	0.2	—	397,529	0.2	—	—	—	—
7. 商工費	1,123,131	0.5	—	1,123,131	0.5	—	—	—	—
8. 土木費	20,838,570	10.0	756,718	21,595,288	10.3	11,190	50,000	3,143	692,385
9. 消防費	5,455,538	2.6	2,384	5,457,922	2.6	△ 32,350	36,000	—	△ 1,266
10. 教育費	23,851,571	11.5	170,242	24,021,813	11.5	—	—	—	170,242
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,894,456	4.3	—	8,894,456	4.3	—	—	—	—
13. 予備費	200,000	0.1	—	200,000	0.1	—	—	—	—
歳出合計	207,674,590	100.0	1,964,084	209,638,674	100.0	694,753	86,000	3,165	1,180,166

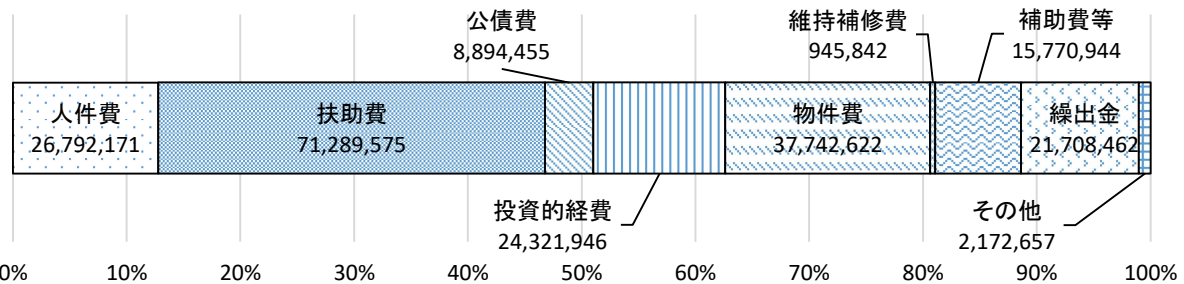


6月補正予算の主なもの

- 款 2.総務費 減債基金積立金(0.5億円)、安全対策費調査等委託料(5百万円)
- 款 3.民生費 生活保護費追加給付金(7.8億円)、民生児童委員謝礼(0.5億円)、民間保育所整備事業費補助金(0.4億円)、後期高齢者医療事業会計繰出金(0.1億円)、保育・幼稚園費施設等利用給付金(7百万円)
- 款 4.衛生費 循環型施設整備事業用地管理委託料(0.3億円)、循環型施設整備事業測量委託料(0.3億円)、保健医療対策事業備品購入費(8百万円)、母子健診事業健康診査等委託料(8百万円)
- 款 8.土木費 中心市街地開発推進基金積立金(5.0億円)、中心市街地開発推進事業設計委託料(0.5億円)、多摩都市モノレール基金積立金(0.5億円)、道路等修繕料(0.5億円)、中心市街地開発推進事業検討委託料(0.4億円)、下水道事業会計負担金(0.3億円)、薬師池公園四季彩の杜整備事業用地購入費(0.2億円)
- 款 9.消防費 消火器購入費補助金(△6百万円)、感震ブレーカー設置支援補助金(6百万円)、避難者生活支援等補助金(6百万円)、防災活動拠点電源確保補助金(△3百万円)
- 款10.教育費 小学校増改築事業設計委託料(0.8億円)、中学校増改築事業設計委託料(0.4億円)、金森図書館改修工事費(0.2億円)、中学校増改築事業整備工事費(0.2億円)

2026年度6月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区 分	補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額		
				補正後額	構成比(%)	
義務的経費	人 件 費	26,787,287	12.9	4,884	26,792,171	12.8
	職 員 給 与 費	25,907,508	12.5	4,884	25,912,392	12.4
	特 別 職 給 与 費 等	879,779	0.4	—	879,779	0.4
	扶 助 費	70,496,550	33.9	793,025	71,289,575	34.0
	公 債 費	8,894,455	4.3	—	8,894,455	4.2
	計	106,178,292	51.1	797,909	106,976,201	51.0
投 資 的 経 費	24,144,259	11.6	177,687	24,321,946	11.6	
その他経費	物 件 費	37,451,197	18.0	291,425	37,742,622	18.0
	維 持 補 修 費	945,842	0.5	—	945,842	0.5
	補 助 費 等	15,706,385	7.6	64,559	15,770,944	7.5
	繰 出 金	21,673,327	10.4	35,135	21,708,462	10.4
	出 資 金 ・ 貸 付 金	1	0.0	—	1	0.0
	積 立 金	1,375,287	0.7	597,369	1,972,656	0.9
	予 備 費	200,000	0.1	—	200,000	0.1
計	77,352,039	37.3	988,488	78,340,527	37.4	
歳 出 合 計	207,674,590	100.0	1,964,084	209,638,674	100.0	



投資的経費 内訳

総務費	2,367,073	農林費	86,615	消防費	262,924
民生費	907,437	商工費	0	教育費	7,530,348
衛生費	1,002,357	土木費	12,165,186	災害復旧費	6

6月補正予算の主なもの

- 人件費 職員人件費(5百万円)
- 扶助費 生活保護費追加給付金(7.8億円)、保育・幼稚園費施設等利用給付金(7百万円)
- 投資的経費 道路等修繕料(0.5億円)、民間保育所整備事業費補助金(0.4億円)
- 物件費 小学校増改築事業設計委託料(0.8億円)、中心市街地開発推進事業設計委託料(0.5億円)、中学校増改築事業設計委託料(0.4億円)、中心市街地開発推進事業検討委託料(0.4億円)、循環型施設整備事業用地管理委託料(0.3億円)、中心市街地開発推進事業測量委託料(0.2億円)、
- 補助費等 民生児童委員謝礼(0.5億円)、小学校増改築事業国庫支出金返還金(9百万円)
- 繰出金 下水道事業会計負担金(0.3億円)
- 積立金 中心市街地開発推進基金積立金(5.0億円)、多摩都市モノレール基金積立金(0.5億円)、減債基金積立金(0.5億円)

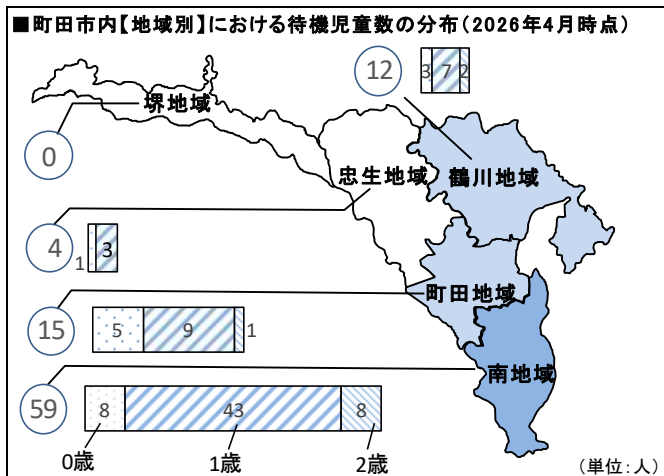
件名	待機児童解消対策事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
39,041		18,128	12,973	0	0	7,940

【事業の背景・目的】

2026年4月の保育所等入所申請において、女性の就業率向上や、0歳から5歳児の転入などによる人口増に加え、2025年9月に開始された東京都の「保育料第1子無償化」などが要因となり、新規入所申込者数が2025年度から増加しました。

2026年4月入所に向け、認可保育所1園の整備や、既存施設の活用などにより受け皿の拡大を図りましたが、4月1日時点の待機児童数は、90人となり、2025年4月から増加する結果となりました。

待機児童数や人口推計値等を踏まえ、保育のニーズと確保量を再検証した結果、想定を上回る確保量の不足が生じる見込みです。3歳児以降の確保量には余裕があることから、1歳児・2歳児に特化した緊急対策として、2027年4月開所の小規模保育事業所（市認可）1園を新たに整備します。



【事業の内容】

表 1) 0歳児から5歳児人口の推移（2026年3月時点）

	2022年4月	2023年4月	2024年4月	2025年4月	2026年4月
0～5歳児人口	17,364人	17,056人	16,596人	16,161人	16,269人
対前年度増減	▲357人	▲308人	▲460人	▲435人	108人

表 2) 定員数の推移

	2022年4月	2023年4月	2024年4月	2025年4月	2026年4月
定員数	8,776人	8,909人	8,994人	9,086人	9,234人
対前年度増減	41人	133人	85人	92人	148人
認可保育所数	74園	75園	76園	76園	77園
認定こども園数	14園	14園	14園	14園	14園
家庭的保育者数	13人	13人	12人	12人	11人
小規模保育園	19園	19園	19園	19園	19園

表 3) 待機児童数の推移

	2022年4月	2023年4月	2024年4月	2025年4月	2026年4月
待機児童数	75人	30人	28人	40人	90人
対前年度増減	▲1人	▲45人	▲2人	12人	50人

**【主な事業費】**

○小規模保育所の整備

2027年4月の開所に向け、南地域に小規模保育所1園を新たに整備するため、施設整備費補助を行います。

事業内容	地域	予定定員数	予定定員増		開所予定
				うち3歳児未満	
小規模保育事業所(賃借型)	南	19人	19人	19人	2027年4月

**【事業スケジュール】**

	2026年度												2027年4月開所
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
公募期間		→											
事業者選考・決定				→									
設計・工事						→							
検査・認可												→	

**【事業費】**

民間保育所整備事業費補助金 38,741 千円  
 非常通報装置設置事業補助金 300 千円

**【特定財源】**

保育対策総合支援事業費補助金(国 2/3) 18,128 千円  
 待機児童解消市町村支援事業補助金(都 2/3 等) 12,673 千円  
 子ども家庭支援包括補助事業費補助金(都 10/10) 300 千円

問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 田中 保育・幼稚園課長 河手	電話	724-4467 724-2138
------	----------------------------------	----	----------------------

件名	中心市街地まちづくり推進事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
604,454		0	3,990	0	0	600,464

【事業の背景・目的】

「町田駅周辺開発推進計画」に基づき、多くの人々が「町田に行ってみよう」、「町田で集まろう」と感じられる魅力的なまちづくりを推進します。多摩都市モノレールの新たな起終点ともなる町田駅周辺の再開発を通じ、将来にわたって賑わいと交流が生まれ続けるまちづくりを目指します。

特に、リーディングエリアである森野住宅周辺地区のまちづくりを推進し、新たな都市機能の導入によって町田駅周辺の魅力を高めるとも周辺エリアにおける開発の機運醸成を図ります。

① D 地区関連（リーディングエリア）

	<b>【D 地区】 森野住宅周辺地区</b>
導入機能イメージ	地区の特性・役割と 大規模なオープンスペースを活かした新たな「賑わいと憩いの空間」 (音楽・演劇を中心として、スポーツやイベントなども多目的に楽しめる集客機能、広場空間、都市型住宅)
開発実現までの見通し	これまでの取組と 2021 年度 「まちづくり勉強会」における検討開始 2022 年度 「森野住宅周辺地区まちづくり構想」を策定 2024 年度 「まちづくり協議会」を発足 地権者とともに、より具体的なまちづくりの協議を進めており、市は 2030 年頃の都市計画決定を目指している。

【事業内容】(事業費計 103,084 千円)

集客施設の基本計画と、地区内の道路・橋梁の設計等を進めます。

JR 立体交差検討業務委託料	39,699 千円
森野住宅周辺地区西側・北側まちづくり検討委託料	20,009 千円
森野住宅周辺地区集客機能検討委託料	16,800 千円
森野住宅周辺地区測量業務委託料	15,074 千円
森野住宅周辺地区道路設計業務委託	11,502 千円



	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
D地区 まちづくり検討	まちづくり協議会 (まちづくり方針決定)	準備組織 (都市計画準備)		都市計画決定
集客施設	集客機能の検討			
JR 立体・地区 内道路	測量・構造検討		JR東と設計協定締結	詳細設計
西側・北側 まちづくり検討	まちづくり勉強会 (まちづくり方針決定)	準備組織(西側・北側) (都市計画準備)		都市計画決定

② その他（事業費計 501,370 千円）

- ・町田駅周辺再開発について、機運醸成を図るため、学生とのコラボレーション企画等をはじめ、様々な情報発信を行います。
- ・町田駅周辺の再開発における将来的な財政負担の平準化のため、「中心市街地開発推進基金」を設立し、基金を積み立てます。

中心市街地開発推進基金	500,000 千円
町田駅周辺開発情報発信等委託料	1,000 千円
印刷製本費	370 千円

【特定財源】

TAMA 拠点形成プロジェクト支援事業(都)	3,990 千円
------------------------	----------

問合せ先	都市づくり部 都市政策課中心市街地開発推進室長 及川	電話	851-7576
------	----------------------------	----	----------

件名	防災対策促進事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
16,268		0	6,650	0	22	9,596

**【事業の背景・目的】**

近年、大規模地震の発生を受けて、市民の防災意識は一層高まっています。市では、発災後も住み慣れた環境で生活を継続する「在宅避難」を促進しています。その一環として、市民向けに感震ブレーカー等の購入補助を行うとともに、自主防災組織向けに、大規模停電時でも町内会館等の防災活動拠点で通信環境を維持できるよう、蓄電池や非常用発電機等の購入補助を行います。

**【事業の内容】**

(1) 申請方法、期間等

対象者	申請日現在、市内に住民登録があり、その住所に居住している世帯 ※③蓄電池・非常用発電機・Wi-Fi は自主防災組織が対象
申請方法	オンライン申請、郵送または窓口
申請期間	2026年9月1日から2027年1月31日まで(予定) ※上限に達した時点で終了
交付時期	11月以降順次

(2) 補助事業の内容

① 感震ブレーカー(新規)

概要	地震発生時における電気火災の発生防止対策
対象品目	内閣府「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」の規格・性能を満たす感震ブレーカー（アは取付工事費含む）
補助金額	ア 取付工事を伴う一括遮断型（分電盤タイプ内蔵型・外付型等） 購入金額の4分の3を補助(補助上限 60,000 円) イ 取付工事不要な一括遮断型・特定機器遮断型 購入金額の4分の3を補助(補助上限 5,000 円)

② 家具転倒防止器具(新規)・家庭用消火器(拡充)

概要	家具転倒による負傷防止・避難経路の確保および初期消火による延焼防止対策
対象品目	家具類の転倒・落下・移動防止対策に資する器具(取付費含む) 初期消火に用いる家庭用消火器(国家検定合格品のもの)
補助金額	購入金額の2分の1を補助(補助上限 10,000 円) ※家庭用消火器は一世帯1本かつ補助上限 5,000 円

③ 蓄電池・非常用発電機・Wi-Fi(継続)

概要	防災活動拠点における電源確保及び情報収集環境の整備対策
対象品目	災害時に活用できる蓄電池、非常用発電機、Wi-Fi ※いずれも可搬式のもの
補助金額	購入金額の2分の1を補助(補助上限 75,000 円) ※Wi-Fi は補助上限 15,000 円

補助対象	①感震ブレーカー	②家具転倒防止器具・家庭用消火器	③蓄電池・非常用発電機・Wi-Fi
対象者	市民		自主防災組織
			



住み慣れた自宅等での  
「在宅避難」

【事業費】

①感震ブレーカー設置支援補助金	5,850 千円
②③避難者生活支援等補助金	5,500 千円
①②③会計年度職員人件費	4,884 千円
①②③消耗品(封筒代)	34 千円

【特定財源】

①感震ブレーカー設置支援補助金(都 1/2)	3,900 千円
②③避難者生活支援等補助金(都 1/4)	2,750 千円
①②③雇用保険本人負担金	22 千円

【スケジュール】

2026年						2027年				
7	8	9	10	11	12	1	2	3		
準備・広報		申請受付								
				交付決定・補助金交付						

問合せ先

防災安全部 防災課長 中坪

電話

724-3218

件名	新たな学校づくり推進事業（統合新設・建替え等） ～子どもも大人も、ともに学び、ともに育つ学び舎づくり（「地域活用型学校」の実現に向けて）～						
	予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	133,997		0	0	0	0	133,997

【事業の背景・目的】

「新たな学校づくり推進計画」に基づき、少子化と学校施設の老朽化という課題に対応し、未来の子どもたちにより良い教育環境を整備します。併せて、地域活動の拠点となる「地域活用型学校」として、各地区で新たな学校づくりを推進します。

【事業の内容】

- ① 第2期3地区の、新校舎建設に向け、建設基本計画の策定と基本設計を2ヶ年で実施します。
  - ・南第三・第四地区統合新設小学校建設基本計画・基本設計（2034年4月開校・校舎使用開始）
  - ・小山田・小山田南地区統合新設小学校建設基本計画・基本設計（2035年4月開校・校舎使用開始）
  - ・町田第三・山崎地区統合新設中学校建設基本計画・基本設計（2033年4月開校・校舎使用開始）
- ② 第1期の成瀬小学校建設に伴い、解体・撤去した南第二小学校の設備（屋上断熱、ペアガラス、LED）に関して、国の補助金に係る財産処分制限期間の残存部分を返還します。

【スケジュール】

2026年度												2027年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本計画・基本設計																							

地区	対象校	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
南第三・南第四	南第三小								
	南第四小		移転	仮校舎(南中)			統合	新校舎	
地区	対象校	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
小山田・小山田南	小山田小								
	小山田南小		移転	仮校舎			統合	新校舎	
地区	対象校	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
町田第三・山崎	町田第三中								
	山崎中					統合移転	新校舎(旧本町田小)		

【事業費】

- ① 南第三・第四地区統合新設小学校建設基本計画・基本設計委託料 41,652 千円  
(2026～2027年度債務負担行為事業 総事業費 138,842 千円)
- ① 小山田・小山田南地区統合新設小学校建設基本計画・基本設計委託料 41,652 千円  
(2026～2027年度債務負担行為事業 総事業費 138,842 千円)
- ① 町田第三・山崎地区統合新設中学校建設基本計画・基本設計委託料 41,652 千円  
(2026～2027年度債務負担行為事業 総事業費 138,842 千円)
- ② 国庫支出金返還金 9,041 千円

問合せ先	学校教育部 施設課長 本田	電話	724-2174
------	---------------	----	----------

件名	生活扶助基準改定に関する最高裁判決に伴う生活保護費の追加給付事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
788,588		592,147	0	0	0	196,441

【事業の背景・目的】

国が2013年に実施した生活保護制度の生活扶助基準の改定に関し、2025年6月27日、最高裁判所において、「自治体による保護変更決定処分を取り消す」という判決がありました。国はこの判決を受け、当時の基準改定における引き下げ率を再検討し、対象世帯へ追加給付を行うことを決定しました。

町田市においても、国の決定に基づき、対象世帯へ生活保護費の追加給付を実施するための費用を計上します。

【事業の内容】

追加給付対象世帯	①2013年8月以降に町田市での生活保護受給歴があり、現在町田市で生活保護を受給している世帯 ②2013年8月以降に町田市での生活保護受給歴があり、現在は町田市で生活保護を受給していない世帯(廃止世帯)
対象世帯数見込	①受給世帯数:6,339世帯(2026年3月1日時点) ②廃止世帯数:3,335世帯(2026年3月1日時点)
追加給付金額	2026年4月に生活保護システムから抽出したデータを、国から配付された計算ツールに取り込み、各世帯の追加給付額を決定し、支給
申出方法	①職権で給付(申出不要) ②当時の世帯主からの申出による
主な支給方法	口座振込

【スケジュール】

年度	2025	2026											
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
コールセンター	コールセンター運営												
支給準備	データ抽出・取込・加工 支給額決定												
支給事務					●①受給世帯への給付			②廃止世帯申出受付・支給					

【主な事業費】

生活保護追加給付費 785,764千円

【主な特定財源】

生活保護費負担金(国3/4) 588,639千円

中国残留邦人等支援給付費負担金(国3/4) 684千円

問合せ先	地域福祉部 生活援護課長 中村	電話	724-2135
------	-----------------	----	----------

件名	町田駅周辺客引き等防止事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
5,015		0	0	0	0	5,015

【事業の背景・目的】

町田駅周辺における不快な客引きやスカウト行為は、通行人への迷惑となるだけでなく、街のイメージ低下や治安悪化の大きな要因となっており、市民からも改善を求める声が寄せられています。

町田市では町田市生活安全条例が掲げる「安全で安心して暮らすことができる社会の実現」に向け、課題を解決するための防止条例の新たな制定を検討しています。

条例制定にあたっては、規制区域の範囲や対象とする行為などについて、特定の意見に偏ることなく、幅広く市民の意識等を把握する必要があります。そのため、町田駅周辺の客引き行為等に関する市民意識調査を実施します。

【事業の内容】

調査内容は以下のとおりです。

調査対象	① 町田市内に在住する16歳以上の市民 3,000人 （住民基本台帳から無作為に抽出） ② 町田駅周辺の商店街関係者 1,000人
調査方法	調査票を郵送で配布し、回答は郵送とインターネット(Web)を併用して回収
調査項目	客引き行為等による被害経験や遭遇状況、心理的な不安度の把握 規制区域の範囲や規制対象とする行為、過料等の導入に対する意見 街の安全・安心全般に関する自由意見の収集など

【スケジュール】

	2026年				2027年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民意識調査の実施	9月～10月						
集計・結果分析			11月～12月				
報告書の作成					1月～2月		

【事業費】

町田駅周辺の客引き行為等に関する市民意識調査業務委託料 5,000 千円

消耗品費(宛名シール) 15 千円

問合せ先	防災安全部 市民生活安全課長 小宮	電話	724-4003
------	-------------------	----	----------

件名	まちだ市民討議会事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
518		0	0	0	0	518

【事業の背景・目的】

町田市ではこれまで、市政懇談会、市政モニター、パブリックコメント、市民参加型事業評価等を通じて市民の声を市政に反映してきました。

今後はこれらの手法に加え、市が抱える課題に対して幅広く市民の意見を聞く機会として、2016年度以来10年ぶりとなる「市民討議会」を実施します。

※市民討議会とは：住民基本台帳から無作為に抽出された市民が小グループ（5～6名）で特定のテーマを議論し、その結果を提言として市へ提出する仕組みです。

【事業概要】

実施時期	2027年2月から3月（半日程度）
実施場所	町田市庁舎（予定）
実施方法	協定を締結した団体と事務局を設置して実施
参加者	50～60名程度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の市民約1,800名を無作為抽出し、案内を送付</li> <li>・参加の意思表示があった方を参加者として選出</li> <li>・参加者には謝礼（1人5,000円想定）を支給</li> </ul>

【事業費】

市民討議会負担金      500千円  
 消耗品費                18千円

問合せ先	政策経営部 広聴課長 田村	電話	724-2102
------	---------------	----	----------

件名		全国特別重点調査結果に基づく雨水管修繕事業				
一般会計予算額(千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
45,649		0	0	41,000	0	4,649
下水道事業会計予算額(千円)		国庫支出金	都支出金	企業債	その他	一般会計繰入金
71,264		0	0	51,000	0	20,264

**【事業の背景・目的】**

埼玉県八潮市で発生した下水道管破損による道路陥没事故を受け、国土交通省の要請に基づき、2025年度に「下水道管の全国特別重点調査」を実施しました。調査対象は1994年以前に設置された管径が2m以上の下水道管であり、町田市では汚水管の75mと雨水管の12,790mが調査対象でした。また、これに付帯する小口径の管(以下、「接続管」)についても併せて状態確認を行いました。

調査の結果、雨水管において大口径管102箇所、接続管21箇所(下水道部所管分2箇所、道路部所管分19箇所)の損傷が、国の判定基準で最も優先度の高い「緊急度Ⅰ」として確認されました。

国の基準では、緊急度Ⅰと判定された損傷は1年以内の速やかな対策が必要とされています。道路の陥没を未然に防ぎ、安全性を確保するため、2026年度内に雨水管の修繕を実施いたします。

**【事業の内容】**

①大口径管

管径が2m以上であり、管内での直接作業が可能のため、損傷の種類に基づき、管内部から補修材を塗布する「左官工法」を用いて補修を実施いたします。



左官工法による補修の様子

②接続管

管径が200mmから400mmと小口径で、管内での直接作業が困難なことから、道路を掘削して破損箇所を新しい管に交換する「開削工法」を用いて修繕いたします。



開削工法による修繕の様子

**【スケジュール】**

年 月	2026							2027				
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
①大口径管			左官工法による補修									
②接続管			開削工法による修繕									

**【事業費(※)】**

- ①施設等管理委託料 49,820千円
- ①材料費(マンホール蓋等) 1,444千円
- ②-1 施設修繕費 20,000千円
- ②-2 道路等修繕料 45,649千円

**【特定財源(※)】**

- ①下水道事業債 51,000千円
- ②-2 雨水管改修事業債 41,000千円

(※①及び②-1は下水道事業会計、②-2は一般会計にかかる予算です)

問合せ先	下水道部 下水道管理課長 林田	電話	724-4309
	道路部 道路維持課長 家木		724-1121

件名	障がい者歯科診療所運営事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
7,513		0	5,008	0	0	2,505

**【事業の背景・目的】**

市では、一般の歯科診療所での診療が困難な障がい者、要介護高齢者、有病高齢者の方々を対象に、「障がい者歯科診療所」を開設しています。

2025年度より、静脈内麻酔を用いた治療を開始しましたが、現在の鎮静方法では中等度以上の知的障がいがある方や重度の嘔吐反射がある方などについては治療が困難なことから、年間で約30名が、町田市民病院や大学病院へ紹介されています。こうした専門病院への通院は、患者にとって大きな負担となっています。

この課題を解決し、受入対象を拡大するため、東京都の補助金を活用して、より深い鎮静が可能となる麻酔機器を新たに設置します。これにより、これまで対応が困難だった方々へも、歯科治療を提供できる体制を整えます。

**【事業の内容】**

市が実施する障がい者歯科診療所の概要は以下のとおりです。

- ・事業実施方法：指定管理者である町田市歯科医師会が実施
- ・診療日：祝休日・年末年始を除く毎週水曜・木曜・第1～第4金曜  
（ただし、第1～第4金曜が休祝日の場合、第5金曜も診療）
- ※今回設置する機器による診療日は月2日を予定。
- ・場所：町田市健康福祉会館1階

・静脈内麻酔を用いた治療による受診者数

年度	2025(実績)	→	2026(最大受入数)
受診者数	25人		72人 ※

※2026年10月に機器を設置した場合の想定人数です。治療内容により、人数は変動します。

**【事業費】**

麻酔機器購入費	4,433千円
ベッドサイドモニター購入費	3,080千円

**【特定財源】**

東京都障害者歯科医療設備整備補助事業補助金（都2/3）	5,008千円
-----------------------------	---------

問合せ先	保健所 保健総務課長 堀	電話	724-4241
------	--------------	----	----------

件名	(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設整備事業 (債務負担行為の設定)					
予算額 (単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
0		0	0	0	0	0

**【事業の背景・目的】**

市は、教育センターの跡地を活用し、子ども・子育てに関する公共サービスと地域の魅力づくりの核となる施設を整備します。2025年度から基本設計に着手し、2030年度の供用開始を目指しています。

設計業務の過程で、子ども発達センターや都立児童相談所など多くの機能を複合することによる、施工上の難易度や工程管理上の厳しい制約が改めて確認されました。これらの諸課題に対応し、施設整備を計画的に実施するための対策を講じます。

**【事業の内容】**

工期短縮や計画変更のリスクを軽減するため、ECI方式(※)を採用します。これにより、設計段階から技術協力を行う工事施工予定者をプロポーザル方式で選定します。

※ECI方式(Early Contractor Involvement)とは、建設プロジェクトの設計段階(主に実施設計)から施工予定者が参画し、施工の実施を前提として設計内容への技術協力を行う発注方式です。

**■ ECI方式の導入必要性**

1 複合施設の集約に伴う構造・技術面の複雑性	
(1) 防水・雨仕舞の施工条件確定への対応	多機能が一体的に配置される本施設は、動線計画やセキュリティ区分、設備要求が施設ごとに異なり、建物構造が複雑化します。そのため、防水・雨仕舞・設備更新性等について、施工性を踏まえた精緻な設計が求められます。
(2) 設備計画の精査と施工的観点からの検証	4層にわたり各階のプランが異なるため、設備供給ルートが極めて複雑になります。膨大な配管・配線の設定には、施工手順や搬入経路の確認、将来の改修スペース確保など、施工的観点からの詳細な検証が不可欠です。
2 ECI方式の導入により期待される効果	
(1) 高度な技術的知見の活用	設計段階から施工予定者が関与することで、施工上の制約等を早期に把握し、確実な施工計画を策定します。
(2) 工期の最適化と確実な履行	現場実態を的確に捉えた施工計画を設計図書に反映することで、手戻りを防いで予定どおりの工事を実現し、早期の市民サービスに繋がります。

**【スケジュール】**

年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
実施設計	約14か月(～2027.8)				
ECI方式 (技術提案・交渉方式)	事業者 募集	技術協力業務 (～2027.8)	建設工事(2028.1～2030.12【約36か月】)		

**【事業費】**

技術協力業務委託料 0千円(2026～2027年度債務負担行為事業 総事業費 8,800千円)

問合せ先	政策経営部 企画政策課公共施設再編担当課長 渋谷	電話	724-2103
------	--------------------------	----	----------

## 議案概要

議案名	第52号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例		
<b>【議案提出の目的】</b>			
保育所等の利用に係る費用の補助又は減免に関する事務について、個人番号による情報連携を行えるようにするため、所要の改正をするものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 新たに個人番号を利用する事務及び利用する特定個人情報を、次のとおり定めます。			
個人番号利用事務	特定個人情報		
認可保育所その他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する児童の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報		
○ 公布の日から施行します。			
<b>【関係法令】</b>			
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）			
<b>【改正により何が変わるか】</b>			
○ 本改正により、2027 年度分からの保育所等における給食費の補助及び延長保育料の減免の申請において、課税・非課税証明書等の提出が不要となるため、申請者の負担軽減につながります。			
問合せ先	総務部 法務課長 坂上 子ども生活部 保育・幼稚園課長 河手	電話	724-2506 724-2138

## 議案概要

議案名	第 5 3 号議案 町田市減債基金条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資することを目的として、町田市減債基金を設置するため、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 減債基金の設置、管理、処分等について定めます。</li><li>○ 減債基金は、経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合などにおいて、市債の償還の財源に充てるときに限り処分できるものとします。</li><li>○ 2026年7月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方交付税法（昭和25年法律第211号）</li></ul> <p><b>【補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方交付税法の改正により2026年度から、地方交付税の基準財政需要額の費目に、地方自治体が過去に発行した臨時財政対策債の将来の償還に充てるための経費として、「臨時財政対策債償還基金費」が創設されます。このことに伴い、地方交付税の交付額のうち「臨時財政対策債償還基金費」に相当する額を減債基金に積み立てます。</li></ul>			
問合せ先	財務部 財政課長 高野	電話	724 - 2149

## 議案概要

議案名	第 5 4 号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例		
<b>【議案提出の目的】</b> 地方税法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 個人住民税関係の主な改正内容は、次のとおりです。（2027年1月1日施行）			
・セルフメディケーション税制 <sup>*</sup> の適用期限を撤廃します。			
改正前		改正後	
平成30年度から令和9年度まで		平成30年度以後	
※セルフメディケーション税制とは、健康診断等を受けている人が一部の市販薬を購入した際に受けられる医療費控除の特例です。			
・住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限を延長します。			
	改正前	改正後	
適用期限	平成22年度から令和20年度まで	平成22年度から令和25年度まで	
居住年	平成21年から令和7年まで	平成21年から令和12年まで	
○ 固定資産税・都市計画税関係の主な改正内容は、次のとおりです。（2027年4月1日施行）			
・家屋及び償却資産に係る免税点（課税対象としない課税標準額の合計額）を引き上げます。			
資産の区分	免税点		
	改正前	改正後	
土地	30万円	30万円	
家屋	20万円	30万円	
償却資産	150万円	180万円	
<b>【関係法令】</b>			
○ 地方税法（昭和25年法律第226号）			
問合せ先	財務部 市民税課長 清水 財務部 資産税課長 市川	電話	724-3067 724-2116

## 議案概要

議案名	第55号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定を加えます。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</li><li>○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）</li><li>○ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</li></ul> <p><b>【補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 満3歳以上限定小規模保育事業とは、3歳から5歳までの子どもを対象とした小規模保育事業です。これまでの小規模保育事業は原則3歳未満の子どもを対象としていましたが、児童福祉法の改正により2026年4月から満3歳以上限定小規模保育事業が全国で実施できることとなりました。</li></ul>			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 河手	電話	724-2138

## 議案概要

議案名	第56号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づく児童に対する性暴力等の防止のための措置に関する規定を加えます。</li><li>○ 満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定を加えます。</li><li>○ 保育士の数の算定に当たって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を1人に限り保育士とみなすことができることとします。</li><li>○ 公布の日から施行します。ただし、第13条（児童対象性暴力等の防止）の規定は、2026年12月25日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</li><li>○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）</li><li>○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）</li></ul> <p><b>【補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 2026年12月25日から施行される「こども性暴力防止法」では、子どもに教育・保育等を提供する事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする子どもへの性暴力を防ぐための措置が義務付けられます。</li><li>○ 満3歳以上限定小規模保育事業とは、3歳から5歳までの子どもを対象とした小規模保育事業です。これまでの小規模保育事業は原則3歳未満の子どもを対象としていましたが、児童福祉法の改正により2026年4月から満3歳以上限定小規模保育事業が全国で実施できることとなりました。</li></ul>			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 田中	電話	724-4467

## 議案概要

議案名	第57号議案 町田市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づく児童に対する性暴力等の防止のための措置に関する規定を加えます。</li><li>○ その他文言の整理を行います。</li><li>○ 公布の日から施行します。ただし、第13条の2（児童対象性暴力等の防止）の規定は、2026年12月25日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）</li><li>○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）</li><li>○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）</li></ul> <p><b>【補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 2026年12月25日から施行される「こども性暴力防止法」では、子どもに教育・保育等を提供する事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする子どもへの性暴力を防ぐための措置が義務付けられます。</li><li>○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、生後6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労状況にかかわらず、月一定時間まで保育所等に通園できる制度です。</li></ul>			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 田中	電話	724-4467

## 議案概要

議案名	第58号議案 町田市中心市街地開発推進基金条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 中心市街地の再開発に必要な資金を積み立てることを目的として、町田市中心市街地開発推進基金を設置するため、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 中心市街地開発推進基金の設置、管理、処分等について定めます。</li><li>○ 中心市街地開発推進基金は、中心市街地の再開発に際して、必要な公共施設の整備等の経費に充てる場合に限り処分できるものとします。</li><li>○ 2026年7月1日から施行します。</li></ul>			
問合せ先	都市づくり部 都市政策課 中心市街地開発推進室長 及川	電話	851-7576

議案概要

議案名	第59号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

下水道事業の経営健全化を図ることを目的として、下水道使用料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 下水道使用者から徴収する下水道使用料の基本使用料及び従量使用料を次のとおり改定します。

(下水道使用料・税抜き)

汚水の種別	使用料の区分	排除汚水量	改定前	改定後
一般 汚水	基本使用料	<del>8 m<sup>3</sup>まで</del>	560 円	740 円
	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	8 m <sup>3</sup> まで	0 円	30 円
		8 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	110 円	130 円
		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	140 円	170 円
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	170 円	210 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	200 円	250 円
		100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	230 円	290 円
		200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	270 円	340 円
		500 m <sup>3</sup> を超え 1000 m <sup>3</sup> まで	310 円	390 円
1000 m <sup>3</sup> を超える分	345 円	440 円		
浴場 汚水	基本使用料	<del>8 m<sup>3</sup>まで</del>	280 円	370 円
	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	8 m <sup>3</sup> まで	0 円	40 円
		8 m <sup>3</sup> を超える分	35 円	40 円

【モデルケースにおける下水道使用料 (1 か月・税抜き)】

モデルケース	単身世帯	3~4 人家族	飲食店	工場・病院	大学・百貨店
排除汚水量	8 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	500 m <sup>3</sup>	2,000 m <sup>3</sup>	4,000 m <sup>3</sup>
改定前	560 円	1,880 円	120,680 円	620,680 円	1,310,680 円
改定後	980 円	2,540 円	151,940 円	786,940 円	1,666,940 円
差 額	420 円	660 円	31,260 円	166,260 円	356,260 円

○ 2027 年 1 月 1 日から施行します。

問合せ先	下水道部 下水道経営総務課長 三浦	電話	724-4287
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第60号議案 町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

鶴川エリア中学校給食センターの多目的室を公の施設として広く市民の利用に供するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 鶴川エリア中学校給食センターの多目的室の設置、使用料、使用手続等に関する規定を加えます。

施設名	使用単位及び使用料の額		
	午前（午前9時～正午）	午後（午後1時30分～午後5時30分）	全日（午前9時～午後5時30分）
多目的室	910円	1,220円	2,130円
キッチン（附属設備）	500円	500円	1,000円

- 2026年7月1日から施行します。

問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177
------	----------------	----	----------

## 議案概要

議案名	第 6 1 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 後発医薬品の使用の促進を目的として、長期収載品選定療養費を改定するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 長期収載品選定療養費の額を、先発医薬品（長期収載品）と後発医薬品（ジェネリック医薬品）の価格差の 4 分の 1 相当の額から 2 分の 1 相当の額に改めます。</li><li>○ 2026 年 7 月 1 日から施行します。</li></ul> <p><b>【補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 長期収載品選定療養費とは、後発医薬品がある薬について先発医薬品の処方を希望される場合に、通常の患者負担とは別に支払う特別の料金です。</li><li>○ 「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 116 号）により、基準額が改められたことに伴い、使用料の改定を行うものです。</li></ul>			
問合せ先	市民病院事務部 医事課長 渡辺	電話	722-2230

議案概要

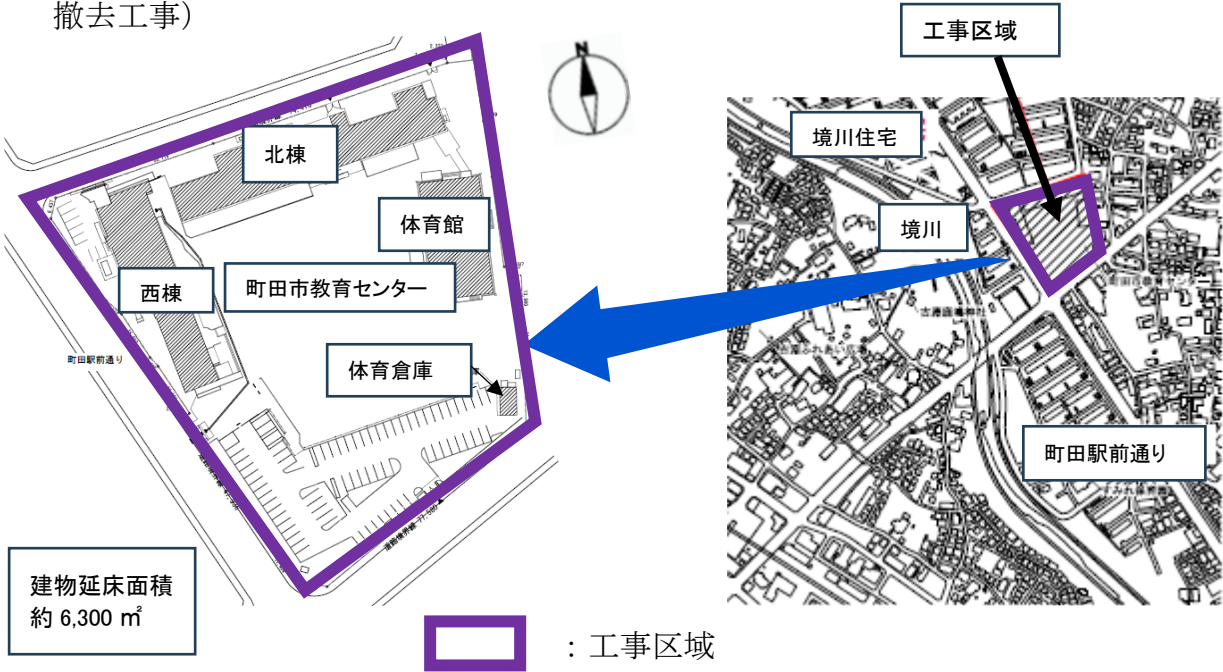
議案名	第 6 2 号議案 町田市教育センター解体工事請負契約
-----	-----------------------------

【議案提出の目的】

(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設の建設に伴い、既存建築物である町田市教育センターを解体するため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 工事内容  
町田市教育センターの解体（校舎西棟・校舎北棟・体育館・体育倉庫他解体工事、外構撤去工事）



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 町田市教育センター解体工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 481,250,000 円
- 契約相手方 株式会社丸利根アペックス  
代表取締役 門田 康一  
東京都三鷹市深大寺二丁目 40 番 3 号
- 工期 契約開始日から 2027 年 7 月 30 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 長谷		724-1293
	(事業内容) 政策経営部 企画政策課 公共施設再編担当課長 渋谷		724-2103

議案概要

議案名	第63号議案 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期）請負契約の変更契約		
<b>【議案提出の目的】</b>			
中東情勢の悪化に伴い、バスシェルターの塗装に用いるシンナー製品の不足が発生し、設置が遅延することから、工期延伸及び工期延伸に伴う契約金額の変更契約を締結するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 履行期限の変更			
履行期限を2026年9月4日から2026年12月4日に変更します。			
○ 契約金額の変更			
契約金額を212,074,720円から219,351,000円に変更します。（7,276,280円増）			
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）			
○ 地方自治法施行令第121条の2の2第1項（議決に付すべき契約の基準）			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）			
<b>【契約の概要】</b>			
○ 契約目的 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期）			
○ 契約方法 条件付一般競争入札			
○ 契約金額 変更前の金額 212,074,720円			
変更後の金額 219,351,000円			
○ 契約相手方 株式会社イワヲ建設			
代表取締役 鈴木 成彦			
東京都町田市能ヶ谷四丁目22番11号			
○ 工期 変更前の工期 2025年12月23日から2026年9月4日まで			
変更後の工期 2025年12月23日から2026年12月4日まで			
<b>【経緯】</b>			
○ 中東情勢の悪化に伴うナフサ不足から、バスシェルターの塗装に用いるシンナー製品が入			
手困難となり、工場で製作するバスシェルターの塗装を行えず、現地への納品が遅れているため、工期を延伸するものです。			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木	(工事内容) 財務部 営繕課長 長谷	電話 724-2523 724-1293 724-1125
	(事業内容) 道路部 道路整備課長 込山		

議案概要

議案名	第64号議案 金森五丁目地内外雨水管渠改修工事請負契約の変更契約		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 中東情勢の悪化に伴い、管渠改修工事に必要な表面部材の不足が発生し、補修部材の製作に時間を要したことから工期を延伸するため、変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 履行期限の変更 履行期限を2026年7月31日から2026年8月31日に変更します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p><b>【契約の概要】</b> ○ 契約目的 金森五丁目地内外雨水管渠改修工事 ○ 契約方法 随意契約 ○ 契約金額 338,800,000円 ○ 契約相手方 管清工業株式会社 西東京営業所 所長 永橋 一利 東京都立川市羽衣町三丁目11番2号</p> <p>○ 工期 変更前の工期 2025年9月8日から2026年7月31日まで 変更後の工期 2025年9月8日から2026年8月31日まで</p> <p><b>【経緯】</b> ○ 中東情勢の悪化に伴うナフサ不足から、表面部材の調達に遅延が発生し、補修部材の製作に当初の想定を上回る時間を要したため、工期を延伸するものです。</p>			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 道路部 道路維持課長 家木	電話	724-2523 724-4458

議案概要

議案名	第65号議案 土地の買入れについて（（仮称）大戸広場（町田都市計画緑地事業第35号相原大谷戸緑地））
-----	--

【議案提出の目的】

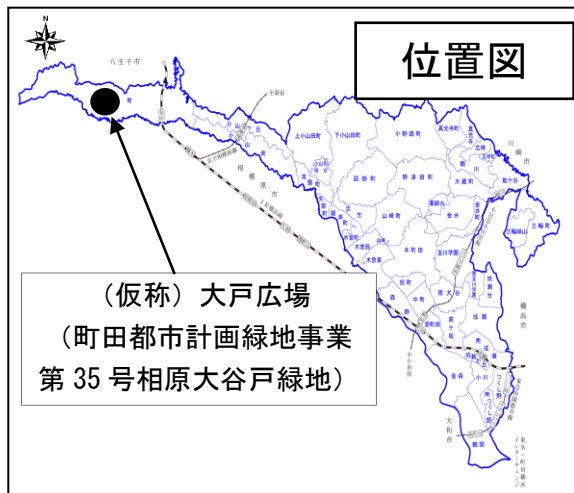
相原地区資源ごみ処理施設整備に伴う周辺の環境整備を促進するため、（仮称）大戸広場（町田都市計画緑地事業第35号相原大谷戸緑地）の用地を取得するものです。

【議案の内容】

- 買入れ予定日 2026年9月3日
- 買入れ相手方 町田市森野二丁目2番22号 町田市役所内 町田市土地開発公社
- 買入れ所在地 町田市相原町字大谷戸3877番2 ほか11筆
- 買入れ面積 9,927.18㎡
- 買入れ価格 35,873,834円（1㎡あたり約3,614円）

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 神谷	電話	724-4397
------	------------------	----	----------



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は235円です（職員人件費を含みます）。